

「相模原市地域防災計画の修正（案）」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

相模原市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項に基づき、相模原市防災会議が作成する計画であり、市域の災害対策に関し、その防災活動の効果的な実施を図り、災害を防除し、又は被害を軽減し、もって地域社会の安全及び市民福祉の確保を図ることを目的としています。

今回の修正は、熊本地震等の過去の災害の経験や教訓を踏まえ、国や県の最新の知見などを基にした本市での取組、近年に行われた法令改正、国や県の防災計画修正内容及び本市で新たに導入した取組を反映するもので、災害対策の充実及び効果的な防災体制の構築を目指しています。

この度、同計画を修正するに当たり、市民の皆様からの御意見を募集いたしました。

その結果、3人の方から20件の御意見をいただき、お寄せいただいた御意見の趣旨及び本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 平成30年3月15日（木）～平成30年4月13日（金）
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、危機管理課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（青根・沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館

3 結果

（1）意見の提出方法

意見数		3人（20）件
内 訳	直接持参	人（ ）件
	郵送	人（ ）件
	ファクス	1人（ 5）件
	電子メール	2人（15）件

（2）意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

(3) 件数と本市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分			
		ア	イ	ウ	エ
トイレ対策に関すること	4		1	3	
情報の伝達方法に関する こと	4		1	3	
医療救護に関すること	2		1	1	
避難所関係に関すること	5	1	1	3	
その他	5			4	1
合計	20	1	4	14	1

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
トイレ対策に関すること			
1	「トイレ対策」が新たにひとつの「章」として記載されることは、今回の修正の大事な部分であると考えている。	トイレ対策は災害時の大きな課題の一つと認識しております。 御意見は、今後のトイレ対策の充実に向けて参考とさせていただきます。	イ
2	携帯トイレの備蓄だけでなく、簡易トイレを作る訓練や、その方法も啓発していく必要もある。		ウ
3	携帯トイレ等の備蓄の普及啓発をより推進するためには、携帯トイレ等の購入斡旋・補助金の支給も視野に入れることも必要と考える。	本計画では、携帯トイレを含む生活必需物資の備蓄については、自助の理念に基づき市民の心得として、各家庭で3日分以上の備蓄をお願いしております。	ウ
4	仮設トイレ等の設置は公園だけに限定するのではなく、広場も避難場所となるので「公園・広場等」と表現してはどうか。	仮設トイレの設置については、し尿の汲取り、防犯対策、女性及び子どもへの配慮が必要となることから、本計画では、設置可能な市有施設として、「公園」としております。	ウ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
情報の伝達方法に関すること			
1	災害情報を迅速かつ的確に収集し、それに対し発信を行う仕組みを考え、地域防災計画に掲載することを望む。	<p>災害情報の収集伝達については、本計画に定めております。</p> <p>本市では、災害時の通信の^{ふくそう}輻輳に備えて、災害対策本部、区本部、現地対策班（各まちづくりセンター等）、避難所等に一般電話の他にデジタル地域防災無線、デジタル簡易無線、PHS電話、衛星電話等を配備し、通信の確保に努めております。</p>	イ
2	情報の発信及び受信手段をアナログ方式からデジタル化に推進された計画を希望する。	<p>災害時における情報の発信・受信手段については、デジタル、アナログに関わらず、迅速かつ的確に情報を伝達することが重要になりますので、その状況に応じて、有効な通信手段を活用してまいります。</p>	ウ
3	<p>現地対策班と地区連合自主防災隊は、別々に情報を集めるのではなく地区連合が支援する形で連携して実施した方が効率的と思われるが、情報の内容によっては、現地対策班に裁量権を持たせてはどうか。</p> <p>今の状況では、現地対策班が中継所の役割になってしまっている。</p>	<p>本計画では、地区内での情報収集や応急対策に係る地区調整等が必要な場合に、まちづくり区域ごとに現地対策班を設置することとしております。</p> <p>現地対策班は、区本部等との連絡調整のほか、被害状況調査及び報告、避難誘導、応急対策活動の調整などをおこなうこととしております。</p>	ウ
4	<p>地区連合自主防災隊がまちづくりセンターに参集し、本部を立ち上げる根拠を示す必要がある。</p> <p>現地対策班と地区連合防災隊は同じ場所で別々に組織を運営するのではなく現地対策班が主体となり連携することが住民のためになると考える。</p>		ウ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
医療救護に関すること			
1	<p>今回の修正では被災現場から救護所までの傷病者の搬送は、消防局、警察署、消防団、自主防災組織等の各救出隊から、家族をはじめ、地域住民、自主防災組織など地域の防災力によるとされ、現実的であると理解できる。</p> <p>この変更は住民にとってかかわりが大きいためしっかり周知する必要があると考える。</p>	<p>今回の変更点については、あらゆる機会を捉えて周知に努めてまいります。</p>	イ
2	<p>自主防災隊では、傷病者を救出した後、市で推奨している担架やリヤカーではなく、住民の車で病院に搬送する訓練を実施している。</p> <p>過去の地震の事例を見ても、車を利用した方が実践的であり、傷病者のためになると思われるが、検討することはできないか。</p>	<p>傷病者の搬送については、傷病の程度や道路の被害状況に応じた適切な手段が必要と考えており、本計画では、具体的な内容は定めておりません。</p>	ウ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
避難所運営に関すること			
1	震災時には、電力不足も問題になることから、避難所に非常用発電機等の機器を準備しておく必要がある。	非常用発電設備は、全ての避難所に設置しております。	イ
2	自主防災隊、避難所運営訓練を市民に普及啓発するために、スタンドパイプ付きポンプ操法発表会、自主防災隊訓練発表会、避難所運営訓練発表会を実施して、技術、意識の向上につなげてはどうか。	自主防災組織及び避難所運営協議会などの先進的な取組を防災活動事例集として、市ホームページに掲載するとともに、市内の全自治会に配布し、防災意識等の向上に努めております。	ウ
3	救護所が併設されている避難所運営訓練の際に、救護所担当職員が、救護所を運営するために必要な事項を理解していなかった。 また、その訓練の中で、救護所は市の医療課にダイレクトに報告を行っていた。同様に避難所でも区本部等にダイレクトに報告を行うようにした方が迅速であると考えている。	避難所が併設されている救護所担当職員に対する訓練及び研修会などにより、引き続き資質の向上に努めてまいります。 救護所は、一人でも多くの被災傷病者の生命を救うため、救護に関する判断、調整等をより迅速に行う必要があることから、医療救護本部に直接報告を行うこととしております。 避難所については、現地対策班で情報を集約して、区本部に連絡することが効果的であると考えております。	ウ
4	自主防災隊の訓練は消防が指導しているが、避難所の訓練は誰が指導するのか計画に位置づけて欲しい。	避難所の訓練指導についても、要請に基づき行っております。	ウ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
避難所運営に関すること			
5	<p>在宅避難者への対応について、修正前に記載されていた「避難所に来ることのできない災害時要援護者については、自治会等と協力して配布の方法を検討し対応する。」は削除するべきではないと考える。</p>	<p>災害時要援護者への支援については、「地震災害対策計画編、第14章災害時要援護者支援」で定めておりますが、在宅避難を行っている災害時要援護者への対応をより明確にするため、以下のとおり追加いたしました。</p> <p>地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策 第7章 避難所の運営 9 避難所以外の被災者への対応 (1) 在宅避難者への対応 (略)</p> <p>エ 在宅避難者は、原則、最寄りの避難所で物資を受け取るものとする。</p> <p>避難所運営協議会は、配送された食料及び生活必需物資を自治会及び災害ボランティア等と協力しながら、在宅避難者に避難所で配布するものとする。<u>避難所に来ることのできない災害時要援護者については、自治会等と協力して配布の方法を検討し対応する。</u></p> <p>なお、「風水害等対策計画編、第1款風水害応急対策、第7章 避難所等の運営、9 避難所以外の被災者への対応」も同様の趣旨で修正いたします。</p>	ア

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
その他			
1	<p>地区防災計画を地域防災計画の中に位置づける。</p> <p>地区防災計画を具体化できるように「P D C Aサイクル」を実施してほしい。</p>	<p>市内全22地区の地区防災計画については、平成27年度に地域防災計画への位置付けをしております。</p> <p>地区防災計画の運用や検証については、各地区で行い、適宜必要な見直しをするものと考えております。</p>	ウ
2	<p>東日本大震災、熊本地震の際には空き巣が多発した。</p> <p>警察や消防団と連携し、空き巣対策の自衛団を募る体制を作れるようにする必要はある。</p>	<p>本計画では、被災地の防犯対策について、警察やボランティア等と連携して被災地周辺のパトロール強化を行うこととしております。</p>	ウ
3	<p>防災ガイドブックの内容を市民に浸透させるため、普及啓発の方法を再度検討し、実のあるものとしてほしい。</p>	<p>防災ガイドブックについては、市ホームページに掲載するとともに、各種防災講座の資料として活用しております。</p> <p>引き続き効果的な普及啓発に努めてまいります。</p>	ウ
4	<p>在宅避難者名簿を避難所運営協議会が作成することとなっているが、避難所において名簿を作成することは困難である。</p> <p>私の地域の訓練では、数年前から一時避難場所において避難所へ避難する者と自宅へ帰る者を分け、自宅に帰る者はその場で在宅避難者名簿に必要事項を記入してもらうようにしている。</p>	<p>本計画では、在宅避難者を「避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者」、もしくは「ライフライン等が途絶した中で、自宅で不自由な生活を送っている者」としており、在宅避難者の中で支援が必要な人は、避難所で在宅避難者名簿に登録し、必要な支援を受けることとしております。</p>	ウ
5	<p>地域での防災活動の中から、聞こえてくる意見を代弁しました。</p>		エ